

令和2年度 第10回江津市農業委員会総会

日時：令和2年11月20日(金) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 報告 第2号 農地の使用目的変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第9 意見 第3号 江津農業振興地域整備計画の変更について

第10 その他

○出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 4 番藤井孝子 5 番柳原良雄
6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二 9 番田代和秋
10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫
湯浅憲昭、仲津和法、壱岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○午前9時28分 農業委員会総会 開議

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間より早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今より令和2年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。それで

は、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。今日も総会の後に、農林水産課より人・農地プランの進捗状況等についてご説明を頂く予定になっております。今、江津市では 45 集落について、人・農地プランを進めているところでございます。そういった中で、今現在まさに各集落において、アンケート結果をまとめて地図の作成をされて、更にそれぞれの地域での徹底した話し合いという段階で、今進めて頂いているというふうに思います。いかんせん、45 集落という数でございます。農業委員あるいは推進委員の、皆様のご協力とあるいはご支援をお願いしたいという思いです。何とか、今年度中に実質化の話し合いの結果を取りまとめ、いわゆるプランの実質化、そして来年度 4 月以降から集落で決めたプランの実行ということで、進めていきたいというふうに思いますので、実現のご支援をお願いいたします。それでは、ただ今より令和 2 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、山本委員それから河村推進委員、佐々木建也推進委員より欠席の報告がありました。なお、田代委員については、少し遅れて来られるというご連絡を頂いておりますので、追ってお出かけになるかと思っております。本日の出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。ご了解いただきましたので、本日は 2 番 山田委員、4 番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

《 桜江町川越 》

会 長 次に日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をさせていただきます。説明の前に、皆さんにお詫びです。先日、事前に送らせて頂きました議案の位置図の所ですけれども、農地法第 3 条の①のこの部分が、位置が異なっておりました。そのため、今日は差し替

えのものを一枚紙で配らせて頂いております。念のため両面ですてしておりますけれど、差し替えのあった所は、農地法第3条①の所です。場所は右手の所にあります、千田町●●●●●の場所が、右上の三叉路にあった所から少し町の中の方に入っているということで、変わっておりますので訂正をさせて下さい。それでは、座って説明をさせていただきます。農地法第18条第6項の規定による届出の1について、説明をさせていただきます。農地の所在は桜江町川越●●●●●●、登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡です。その他、議案集のとおり計6筆、合計田で7,369㎡になります。賃貸人と賃借人についてはご確認下さい。この合意解約ですが、賃貸借から使用貸借に変更する為に一度解約が必要ということで、協議をなされておりました、解約の届出日が10月20日、解約成立日も同じ10月20日、土地引渡時期が10月30日という形となっております。説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件について何かご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の1については、ご了承願います。

《 桜江町川越 》

会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の2について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは農地法第18条第6項の規定による届出の2について、説明させていただきます。議案集は同じ2ページになりますが下の所になります。農地の所在は桜江町川越●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡になります。賃借人と賃貸人についてはご確認願います。10月20日の解約届出、解約成立日の合意解約になります。ここの理由も、賃貸借から使用貸借に変更する為の合意解約です。土地の引渡時期は10月30日です。説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件についてご質問ございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 2 については、ご了承願います。

《 桜江町川越 》

会 長 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 3 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をさせて下さい。議案集は 1 枚めくって頂きまして、3 ページの一番上になります。農地の所在は桜江町川越●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●●㎡です。賃貸人と賃借人についてはご確認願います。これも先程と同じ理由です。賃貸借から使用貸借に変更する為の合意解約です。解約届出日及び成立日は 10 月 20 日、土地の引渡時期は 10 月 30 日となっております。説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 3 については、ご了承願います。

《 桜江町川越 》

会 長 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 4 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、届出の 4 について説明をさせて下さい。議案集は同じ 3 ページの中程になります。農地の所在は桜江町川越●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡です。賃貸人と賃借人についてはご確認願います。これも先程と同じ理由で、賃貸借から使用貸借に変更する為の合意解約です。解約届出日及び成立日は 10 月 20 日、土地の引渡時期は 10 月 30 日です。説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 4 については、ご了承願います。

を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は同じ4ページの中程になります。届出の7について説明します。農地の所在は桜江町川越●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●●㎡になります。賃貸人と賃借人については議案集をご確認ください。これも賃貸借から使用貸借へ変更する為の合意解約です。解約届出日及び成立日は10月20日、土地の引渡時期は10月30日です。説明は以上です。

会長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

階本推進委員 ちょっとよろしいでしょうか。

会長 はい。どうぞ。

階本推進委員 使用貸借ということは、お金は払わないで貸し借りをするというのですか。

会長 はい。事務局。

事務局 はい。今、階本推進委員のご質問ですが、10月20日までの所では、貸し借りに対してお金が発生しておりました。今度は、そうではなくて、お金の無い使用貸借という形に変えますという、流れの中の解約です。

階本推進委員 要するにお金は払わないで、タダで使うということですね。はい、わかりました。

会長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 はい。他に質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の7については、ご了承願います。

《 桜江町田津 》

会長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の8について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は同じ4ページの一番下になります。届出の8について説明をさせて下さい。農地の所在は桜江町田津●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑で、●●●●㎡です。外もう1筆ありますが、議案集をご確認下さい。合わせて、畑で●●●●㎡になります。賃

貸人と賃借人につきましても議案集をご確認願います。現在の契約を解約して、中間管理事業を使用する為の合意解約となります。解約届出日及び成立日は10月30日、そして土地の引渡時期も10月30日です。私の方から説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の8については、ご了承願います。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の9について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、届出の9について説明をします。議案集は1枚めくって頂きまして5ページの上側になります。農地の所在は桜江町市山●●●●●、登記地目、現況地目どちらも畑です。面積は●●●㎡になります。以下4筆ございまして、田は●●●●㎡になりまして畑は●●●㎡で、合計2,422㎡になります。賃貸人と賃借人についても議案集をご確認願います。これにつきましては、利用者の合意による解約という形になっております。解約届出日、成立日及び土地の引渡時期はそれぞれ10月31日となっております。使用貸借の解約となります。私の方から説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の9については、ご了承願います。

《 桜江町田津 》

会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の10について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をさせて下さい。議案集は同じく5ページの下側になります。農地の所在は桜江町田津●●●●●、登記地目、現況地目どちらも田に

なります。面積は●●●●㎡です。以下ありまして、合計で4筆になりまして、合計の面積は4,296㎡になります。賃貸人と賃借人については議案集をご確認願います。これは、期限を待たずに単純に農地を返還する合意解約になります。解約届出日、成立日及びそして土地の引渡時期はそれぞれ10月30日です。私の説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の10については、ご了承願います。

使用目的変更届出

《 跡市町 》

会 長 次に日程第3、報告第2号「農地の使用目的変更届出について」を議題いたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は6ページになります。位置図につきましては、1ページになりますので、ご確認願います。それでは、農地の使用目的変更届出について説明をさせて下さい。農地の所在は跡市町●●●●番になります。登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡になります。所有者及び届出者は同一の方で、江津市跡市町●●●●番の●●●●さんです。田から畑に変える届出です。その変更理由としまして、水はけが悪く、機械作業が出来ない為、盛土による嵩上げ工事を施工するという事です。工事の期間は令和2年11月24日から令和3年1月29日を予定しているという事です。申請は本人からです。担当委員は和田委員です。私の説明は以上です。

会 長 はい。それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 報告いたします。位置図は1ページをご覧ください。上の真ん中から皆井田江津線が通っておりますが、上の方は跡市方面で、下が長谷方面です。跡市より1キロ程度、長谷寄りに行きまして、長瀬橋が真ん中ありますが、これを渡ってもう●●●mくらい先が申請地です。ここは、田でも段々畑みたいに、段々の田になっていまして、入り口も高く少し不便なようなので、今は作っていない

いようですが、盛土をされて嵩上げ工事をされて、今ブドウを作っておられるのですけれど、それを広げたいという思いがありまして、水はけも悪いということもありますので、その辺も直されて、周りの影響も無いと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。ございませんか。

湯浅推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい。湯浅推進委員どうぞ。

湯浅推進委員 盛土の材料についてですが、これは今、河川敷の浚渫工事をされていますよね。その残土を使われるのですか。それは、聞いていないですか。

和田委員 はい。そうかと思いますが。

湯浅推進委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようであります。報告のとおり農地の使用目的変更届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 千田町 》

会 長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明させていただきます。議案集は1枚めくって頂きまして、7ページになります。そして位置図ですが、初めに説明させて頂きましたが、差し替えの1枚紙でご確認をお願いします。説明に入ります。農地の所在は千田町●●●番、登記地目、現況地目どちらも畑、面積は●●●㎡です。以下、議案集のとおり筆がありまして、合計で12筆。内、田が2筆で●●●●㎡、畑は10筆で2,257.91㎡という形になります。3条による有償移転でして、譲渡人と譲受人については議案集をご確認下さい。ここで位置図を見て頂きたいのですが、資料の右側に千田町●●●●●というのが、一つポツンとあるかと思いますが、そして、資料の左側に固まって筆があるのですが、その中で

●●●番という筆がございます。通常、このように同じような地番は一塊になっているのですが、ここにつきましては、公図の混乱等か原因は分かりませんが、地番が飛んだ形になっています。そして、一番初めに言いました、資料右側の●●●●●の近くに●●●●●という筆もございます。同じ地番が二つ違った場所に切り図では表示がされておりますが、その中で申請で出た内の資料左側にある●●●●●のみ申請であがってきておりますので、そういった資料の作り方をしております。右側にある●●●●●はどうなのかということもあるのですが、例えば地番で続 1 とか、内 1 とかそういった地番の欠落も考えられます。もしくは、単純にメガネ地なのかもしれませんが、ここの真意は分かりませんが、申請では左側の一塊の方しか表示してありませんでしたので、このような位置図の作り方を申し添えます。少し長くなりましたが、説明は以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。申請地は、皆井田江津線と和木農免道の交差点、右下の所に交差点がございます。少し切れていますが、そこから 100m くらい入りますと、皆井田江津線と並行して走っている旧道があるのですが、ここを二宮寄りに、図としては上の方へ進んで行きますと、交差点の所から●●●mの所に●●●というお宅があるのですが、その所に●●●●●、●●●●●、●●●●●の 3 筆の土地と、もう少し遡りまして二宮の方へ行きますと、左の谷の所にちょっとぐっと下がっているところに、●●●●●●●、●●●●●●●の田 2 筆と、●●●●●、●●●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●の畑 6 筆があります。それと、今言われました飛び地で真ん中の所に、吉都屋商店という所があるのですが、そこからこれも旧道と言うか、市道後谷線があるのですが、その所から●●●mくらいの所に●●●●●●●があります。高井さんがおっしゃったように、この辺の所で私も悩んだのですが、最初の所は所有者が違っていたので、ハッキリと●●●●●●●が違えることは分かったのですが、●●●●●の方で悩みました。それで、野田推進委員さんと●●●●●さんと 3 人で現地を回りまして、最初の所の 3 筆は草刈りがしてありまして、8 筆ある所は入り口が難しく、荒れていて行けなかったため確認が難しかったです。あと、●●●●●●●は元赤道の所で、この道が出来た時に下

の方にありまして、少し藪になって分かりませんでした。譲渡人の●●さんは●●におられて、相続をされたのですけれど、高齢と遠方の為に耕作出来なくて、●●さんが譲受人になられ、地元の方ですし農業に対する意欲もある方です。買って耕作をしたいと言っておられましたので、良いことではないかと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

10番委員 はい。

会 長 はい。どうぞ。

10番委員 この土地は、畑と田の地目があるのですが、耕作はされているのですか。

6番委員 前は●●●がされていたのですが、病気をされて出来なくなって、今は荒れた状態です。やろうと思えば可能ですし、やる気でおられますので。今は、ちょっと荒れた状態です。

10番委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、採決といたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は8ページになります。位置図はこちらに戻りまして1枚めくって頂き、3ページになりますのでご確認願います。それでは、農地法第3条の規定による許可申請の2について説明をさせて下さい。農地の所在は渡津町●●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑です。面積は●●㎡になります。3条の有償移転の申請でして、譲渡人

と譲受人につきましては、議案集をご確認下さい。申請は神移行政書士さんから代理で出ています。対価は10aあたり●●●●です。担当委員は佐々木委員です。こちらの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は3ページをご覧ください。先日、譲受人の●●●●さんと一緒に現地の確認をしたあと、神移行政書士さんの事務所に行って、内容について確認をいたしました。その前に、●●●●さんは今年の夏に、松川町●●から国道261号線の堤防整備事業による嵩上げ工事の為、松川町からこの夏、立ち退きされて●●●に移転をされている方です。位置図を見て頂きますと、申請地はご覧のように●●●●の真ん前に、今回の●●●●●●が丸で示してありますけれど、細長く囲ってある部分の農地になります。現地は国道9号線とJR山陰線に挟まれた場所で、この場所は1mくらい窪地、下がった場所でありまして、私が先日見た時は、野菜や果樹等は作付けされておりましたけれど、草刈り等の管理はされておられました。今回は、この地番の●●●●●●の●●㎡については、細長い農地の中の一部になるという事になります。この細長い、全体で約200㎡くらい、私の足で50歩長さがありましたので、200㎡くらいあるかと思いますが、この農地は平成26年4月に譲渡人の●●●さんから、譲受人の●●●●さんが譲り受けられたものでした。当時、ここの面積全部だと認識していたようですけれども、最近になって1筆だと思っていたのが、実はこの農地は2筆あったということが分かった為、今回、神移行政書士さんを通じて申請に至ったということです。譲渡人の●●●さんは、先月の総会で私の方から調査報告をいたしましたけれど、この方は先だって●●町の●●●●●●●●の経営をされていまして、閉鎖をし解体をされた方で、それにかかる案件で5条申請をされた方です。また、この●●さんは●●●●さんの●●さんの●、●●さんに当たる方です。という所で、今回この処理をしたいということです。以上のことから、こういった所有権移転で問題は無いかと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と私の調査報告をいたしました。この件について、ご質問ございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は 1 枚めくって頂きまして、9 ページをご覧ください。位置図につきましては、4 ページをご確認下さい。農地の所在は敬川町●●●●●及び●●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑です。面積は 2 つ合わせて 643 m²になります。譲渡人と譲受人につきましては、議案集をご確認下さい。5 条の所有権移転になっております。転用目的は、個人住宅を建てるということです。申請人は、本藤行政書士さんの代理申請となっております、刈価は 10a あたり●●●●●●円という形になります。担当委員は大村委員です。工期は許可の日から令和 3 年 6 月末日となっております。説明は以上です。

会 長 はい。それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 はい。位置図の 4 ページをご覧ください。9 号線の交差点がありまして、これを下の方へ約 100m 行きまして、交差点を左に 50m 行きますと申請地がございます。四方の状況を説明します。北側は市道が通っておりまして、南側に道路がありまして、東側は住宅と接しております。西側が農地になっておりまして、農地の所有者には同意を得ておられます。転用することに異議は無いと、周囲に被害を及ぼすことは無いということでした。それと、雑排水は合併浄化槽で処理するという話でした。以上です。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。只今の件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

が、②番と③番の写真になります。次に、写真の④番をご覧ください。さっきの道を駅の方から右側に、畑の間を約●●●m入って行きますと、④番と⑤番があります。ここは、セイダカアワダチ草が背丈を越えておりまして、畑に戻すことは出来ないような状況でした。そして最後の所ですが、非農地証明の⑥番ですが、これは県道跡市波子停車場線の波子から出た所があるのですが、波子の町から久代に抜ける旧道があります。その途中、岡本製材さんの前の所から線路を渡って見ると、イメージ写真のような場所になります。あと、現地にはとても荒れていて行けませんでした。状況は以上です。

会 長 はい。それでは続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

盆子原推進委員 はい。失礼します。大村委員と11月17日に申請人の●●●●●●さんの所へ、状況の確認をしたあと、2人で現地を見に参りました。地図にあります4箇所の位置を見て回りまして、先程、大村委員がおっしゃったように、もう現況は森林あるいは原野になっていまして、なかなか農地に戻すことは不可能だということを確認してまいりました。以上です。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について(通常分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、説明をさせて下さい。資料は別冊になりまして、こちらの意見第1号になりますので、こちらをご覧ください。1枚めくって頂きますと、今回の計画分があります。江津地区で田が1筆、1年間の計画のものについ

て。3年間の計画のものが3筆ありまして、5年間の計画のものが1筆あります。合わせて5筆の計画になっております。この5筆はいずれも再設定になっております。桜江地区ですけれども、5年間の所で1筆、10年間の所で8筆あります。こちらについてはどの筆も新規になるということが1ページになります。2ページ目以降の所で、4ページまでの間にそれぞれの土地の所在や権利の設定をする者や受ける者ということが書いてありますので、ご一読願います。ページは打ってないですが、4ページをめくって頂いた以降の所で、位置図と言いますか航空写真、白黒で申し訳ないのですが、見えにくいのですが、それぞれの場所について示しておりますので、それについてもご確認をお願いいたします。一番最後の所には、こういった地区の所での集積ということで、見出しのある所が該当するという事で載せております。私の説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(通常分)」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第8、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(一括方式)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明します。同じような資料で申し訳ないですが、意見第2号と書いてある別冊になりますので、ご確認下さい。1枚めくって頂きますと、総括表がございます。江津地区は二宮町、10年間の1筆。桜江地区は桜江町川越で7筆となっております。いずれも田でして、合計8筆、9,965㎡とな

ります。江津については新規ですが、桜江町につきましては新規と再設定それぞれございます。1枚めくって頂きまして、2ページ目から4ページ目にそれぞれの計画について、詳細が書いてあります。ここで、先程の通常分と今回の分で何が違うかということ、少し説明させて下さい。2ページをご覧下さい。ここで、甲の利用権を設定する者、それから乙の利用権の設定を受ける者、そして丙の乙から転貸される者という形で、三者になっています。通常は、持ち主から公社で設定して、ここの公社からこの借主さんに転貸という形で、二段階の方式をとる訳ですけれども、そうするとどうしても時間差が生じてしまいます。今回の場合は急を要するというので、これを一括して一気に三者契約という形で行うもので、一括方式という形で作っております。そういう形で今回は、別で議案として意見第2号という形で出させております。特に議案の4ページですけれども、その第18条につきましては、もう12月から変えたいので、今回の所で申請をさせてもらいましたということ聞いております。ページをうっていませんが、4ページをめくって頂いた以降は、それぞれの筆の場所が示しております。上下が逆転していて見にくい資料ですが、申し訳ありません。最後の所に、見出しがある所が該当しますということで、桜江町川越、二宮町神主の地区であることを示しております。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい。質問等が無いようですので採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

江津農業振興地域整備計画の変更

会 長 次に日程第9、意見第3号、「江津農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。江津市農林水産課より、江津農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。ここにつきましては、農林水産課の山本課長補佐が今出席されておりますので、説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その前に大変すみませんが、資料の差し替えがあるということで、今からお配りいたしますので少し時間を下さい。

[差し替え資料配布]

今、お配りしました資料ですけれど、先日郵送させて頂いたものがありますけれど、少し表の中の数字が違っていたということで、その差し替えです。その所が黄色の網掛けがしてありますので、ややこしいのですけれども前回送らせて頂いたものと、差し替えのものと両方を見比べながらご確認をお願いいたします。それではお願いします。

山本課長補佐 失礼いたします。農林水産課の山本です。それでは、私の方から江津農業振興地域整備計画の変更について、ご説明をさせていただきます。この整備計画の変更につきましては事務要領がございまして、関係団体、JAだったり改良区、農業委員会の方に意見を伺った上で、変更案を詰めていくということになっております。ということで、今日意見を求めるということで出席をさせて頂いております。先程、お配りしました資料につきましては、大変申し訳ございません、この資料の3ページがお配りした資料に変わります。全く、全然違う数字を付けておりまして、これで説明をいたしますので、申し訳ございません。そうしましたら、この資料の1ページでございますが、今回の変更の理由は、個人住宅を建設する為、農振農用地区域から除外するということとあります。次に変更第2、変更計画の概要です。どのような利用をしてどのように除外をするのかということでございますが、左側に変更理由がありまして、今回の件は一般住宅ということで、農地を一般住宅に4.37a、437㎡、個人住宅を建てる為に、この農地を農振農用地から除外をするということになります。最後の8ページをご覧ください。どこなのかという話ですが、白黒で見にくい所ではありますが、都治町の右上に除外予定地というふうに書いてある箇所、ここも農振農用地が入っていますので、除外していくというような手続きです。これより南側の農地については、先般、農業委員会で農業用施設での用途変更等で、説明をさせて頂いたかと思っております。それでは、すみません。1ページに戻

って頂いて、更に2ページをめくって下さい。2ページの方は、農用区域に含めるという欄ですので、今回は該当無いということで、次の3ページになります。3ページにつきましては、先程、お配りしました資料で説明をさせていただきます。一番上に書いてある、(4)農用地利用計画変更総括表ということになります。要は変更前の所に農地が、小さい字で大変申し訳ありませんが577.02haあったと、それが今回の4a、haに直すと0.04haになりますけれども、それが農地から差し引かれるので、変更後が0.04ha引いた数字があって増減の所にマイナス0.04というふうに入っているということで、ご理解を頂ければと思います。次に4ページをご覧ください。ここも今回の変更について該当無しとなっております。続いて5ページです。具体的にどこかということなのですが、先程、地図で見て頂きましたけれど、地区名は都治で除外する土地の区域が江津市都治町●●●●●●の一部、現況は田となっております。面積では●●●●㎡、この内●●●㎡を除外するということとなります。現在、土地の所有者につきましては、契約上は●●●の方になっておりますが、ここの個人住宅の計画者につきましては、●●●●●様になっております。除外の理由については個人住宅です。そして、農振農用地を除外した後の農地法の許可要件、許可条項につきましては、農地法施行規則第33条第1項第4号の所で、転用の許可になっていくということでございます。この33条第1項第4号につきましては、読み上げますと、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域について、居住する者の日常生活で集落に接続して設置されるものということで、個人住宅なんかを集落と併せて建てられる場合は、許可が出来るということになっております。続いて、6ページをご覧ください。農振農用地の除外に関しましては、5つの要件を満たさなければ、出来ないとされています。これが、その整理した表でございます。まず、左側の①、この農用地以外に代替すべき土地が、本当に無かったのかどうかということとなります。それにつきましては、この近郊集落において、住宅を建設出来る宅地を検討したけれども、地権者の了解を得ることが出来なかった。数件探したというふうに伺っております。また、この事業計画者の方につきましては、個人住宅と耕作地において、施設栽培を検討されているということで、昼夜その管理を見ていく必要がある観点から、住宅と施設の近い所に一体的に探したかったという

ことで、ここの農地以外、代替地が無かったということに整理つけております。2 番目です。集団化の作業の効率化等への支障ということでございます。先程の地図にもありましたけれど、当該地は周辺を農道に囲まれております。また、住宅の建設につきましては、農地の端に乗った形でなりますので、農作業の支障にはならないというふうに考えております。3、地域の担い手への支障ということでございます。除外予定の農地と、隣接する農地は周囲を県道及び農道によって囲まれていることは、ここが独立しているということや、当該農地を同一の農業者が経営をしていくということでございますので、担い手への支障にはならないというふうに判断をしております。4 番目、法第 3 条 3 号の施設への影響、これは農業用施設への影響があるのかということでございますが、その接している農道に関しては、影響は無いということで判断しております。土地改良事業との関係ということで、土地改良事業が終わってから 8 年経過していないと、この除外申請は出来ないという事になっております。形態育成、基盤整備事業、都治地区第●工区、これは平成 16 年度に事業完了ということですので、8 年を経過しているということでございまして、問題無いというふうに判断しております。7 ページについては、その対象地の大きな地図です。8 ページが先程言いました、除外を予定している区域になっています。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただ今、農林水産課の山本さんから説明がありました。この計画変更について、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 はい。質問が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第 3 号「江津農業振興地域整備計画の変更について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 10、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がござい

ますか。

事務局 事務局からは特にありませんが、総会終了後に事務連絡等ございますので、
よろしく願いいたします。

会 長 はい。その他事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを
議了いたしました。これをもちまして、第10回江津市農業委員会総会を閉会
といたします。なお、次回の開催は12月21日の月曜日を予定しております
ので、よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前10時50分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員